

漁港関係工事積算基準 の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日(平成29年8月21日以降積算基準日適用)
-----	------	--	----------------------------

要領一
12

(2) 共通仮設費率の補正
 ①施工地域、工事場所による補正
 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、「表一① 共通仮設費率」により求めた率に下表の補正値を加算する。

表一 施工地域等別の共通仮設費率補正表

施工地域・工事場所区分		補正値(%)
市街地に係る漁港		1.5
山間地域及び離島に係る漁港		1.0
その他の漁港	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合。	1.5
	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

- 注)1 施工地域の区分は、以下のとおりとする。
- 市街地に係る漁港 : 施工地域が人口集中区域(DID地区)及びこれに準ずる地区の漁港をいう。
 - 山間地域及び離島に係る漁港: 施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地域にある漁港及びこれに準ずる漁港をいう。
 - その他の漁港 : 施工地域が上記以外の漁港をいう。
- 2 その他の漁港における工事場所の区分は以下のとおりとする。
- 一般交通等の影響を受ける場合: ①工事場所において、船舶交通・一般交通の影響を受ける場合
 - ②工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
 - ③工事場所において、50m以内に人家等が連なっている場合。

現行

同上

(2) 共通仮設費率の補正
 ①施工地域、工事場所による補正
 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、「表一① 共通仮設費率」により求めた率に下表の補正値を加算する。なお、またる工事が道路工事等の場合には、土木工事積算要領によるものとす。

表一 施工地域等別の共通仮設費率補正表

施工地域・工事場所区分		補正値(%)
市街地に係る漁港		1.5
山間地域及び離島に係る漁港		1.0
その他の漁港	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合。	1.5
	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

- 注)1 施工地域の区分は、以下のとおりとする。
- 市街地に係る漁港 : 施工地域が人口集中区域(DID地区)及びこれに準ずる地区の漁港をいう。
 - 山間地域及び離島に係る漁港: 施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地域にある漁港及びこれに準ずる漁港をいう。
 - その他の漁港 : 施工地域が上記以外の漁港をいう。
- 2 その他の漁港における工事場所の区分は以下のとおりとする。
- 一般交通等の影響を受ける場合: ①工事場所において、船舶交通・一般交通の影響を受ける場合
 - ②工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
 - ③工事場所において、50m以内に人家等が連なっている場合。

改定

漁港関係工事積算基準 の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日(平成29年8月21日以降積算基準日適用)
要領一 14	現行		
		<p>(3) 建設機械等の自走による運搬 (<u>トラッククレーンラヂスジブ型25t及び油圧伸縮ジブ型80t吊以上は、積み上げるものとする。</u>)</p> <p>(4) 建設機械等の日々回送(分解・組立・運搬)に要する費用。</p> <p>(5) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬 ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算できるものとする。</p> <p>(6) トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～50t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)の分解・組立及び運搬に要する費用。</p> <p>2) 積上げ積算 「第2章 間接工事費の施工歩掛 1310 運搬費」を適用する。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 ただし、建設機械の日々の回送の場合は、共通仮設費率に含む。</p> <p>(2) 仮設材(鋼矢板、H型鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 ただし、敷鉄板については設置撤去費用を積み上げた分を対象とする。</p> <p>(3) 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 ただし、トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20t～50t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)は除く。</p> <p>(4) 貨料適用のトラッククレーン(油圧伸縮ジブ型80t吊以上)及びクローラクレーン(油圧駆動式ウインチラヂスジブ型35t吊以上)の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料。</p> <p>(5) 上記以外の質量20t以上の建設機械の損料適用機械の運搬中の本体損料</p>	
同上	改定		
		<p>(3) 建設機械等の自走による運搬 (<u>油圧伸縮ジブ型80t吊以上は、積み上げるものとする。</u>)</p> <p>(4) 建設機械等の日々回送(分解・組立・運搬)に要する費用。</p> <p>(5) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬 ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算できるものとする。</p> <p>(6) トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20～50t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)の分解・組立及び運搬に要する費用。</p> <p>2) 積上げ積算 「第2章 間接工事費の施工歩掛 1310 運搬費」を適用する。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 ただし、建設機械の日々の回送の場合は、共通仮設費率に含む。</p> <p>(2) 仮設材(鋼矢板、H型鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬 ただし、敷鉄板については設置撤去費用を積み上げた分を対象とする。</p> <p>(3) 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 ただし、トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型20t～50t吊)・ラフテレーンクレーン(油圧伸縮ジブ型20～70t吊)は除く。</p> <p>(4) 貨料適用のトラッククレーン(油圧伸縮ジブ型80t吊以上)及びクローラクレーン(油圧駆動式ウインチラヂスジブ型35t吊以上)の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料。</p> <p>(5) 上記以外の質量20t以上の建設機械の損料適用機械の運搬中の本体損料</p>	

漁港関係工事積算基準 の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日(平成29年8月21日以降積算基準日適用)
-----	------	--	----------------------------

要領 -
19

現行

2-11 イメージアップ経費

2-11-1 イメージアップ経費の内容
工事現場の周辺環境の美装化や現場事務所及び休憩所の作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するために要する費用とする。

2-11-2 イメージアップ経費の構成
イメージアップ経費の構成は、下記のとおりとする。

- 仮設関係：仮設備の設置、美装化に要する費用
- 安全関係：安全器具の美装化、清掃に要する費用
- 管轄関係：現場施設の美装化、行事等の開催に要する費用
- 役務関係：イメージアップに係る土地借上げ及び道路等の占有に要する費用

2-11-3 積算の方法
イメージアップ経費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。
ただし、標準的なイメージアップを行う場合は率計上とし、特別なイメージアップを行う場合は、積上げ計上とする。

1) 率計算による部分

(1) 率計算による額の算定

イメージアップ経費(率部分)は、工種区分にしたがって、「表-② イメージアップ経费率」により求めた率に対象額を乗じて得た額とする。

対象額は、直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象額)、支給材料費及び事業損失防止施設費の合計額とする。

(2) 率計算項目

率計算に含まれる項目は、下表のとおりとし、設計図書に条件明示するものとする。

項目	率計算項目の内訳
仮設関係	<u>垂れ幕(横断幕)、工事看板(説明板・案内板・PR看板)、緑化・花壇(椅子・ベンチ含む)、ライトアップ、見学会設備</u>
安全関係	<u>器具美装化(バリケード、転落防止柵(足場・安全ネット)、工事標識、安全標識、照明、安全器機(カラーコーン・回転灯)、安全具(救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器)、清掃費</u>
管轄関係	<u>設備美装化(現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎)、インフォメーション施設の設置及び管理運営、パンフレット、見学会・行事の開催</u>
役務関係	<u>率計算項目無し</u>

2) 積上げ計算による部分

(1) 現場条件を的確に把握することにより、必要額を適正に積上げるものとする。

(2) 積上げ実施項目については、設計図書に条件明示するものとする。

(3) 積上げ計算項目は、「前項1)(2)」に該当しない項目とする。

3) その他

防眩材のみを取り付ける工事、電気防食材のみを取り付ける工事、防眩材及び電気防食材のみを取り付ける工事については、イメージアップ経費を計上しない。

漁港関係工事積算基準 の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日(平成29年8月21日以降積算基準日適用)
要領-19	<p>2-11 イメージアップ経費</p> <p>2-11-1 イメージアップ経費の内容</p> <p style="padding-left: 20px;">工事現場の周辺環境の美装化や現場事務所及び休憩所の作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するために要する費用とする。</p> <p>2-11-2 イメージアップ経費の構成</p> <p style="padding-left: 20px;">イメージアップ経費の構成は、下記のとおりとする。</p>	<p>仮設関係：仮設備の設置、美装化に要する費用 <u>垂れ幕(横断幕)、工事看板(説明板・案内板・PR看板)、緑化・花壇(椅子・ベンチ含む)、ライトアップ</u></p> <p>安全関係：安全器具の美装化、清掃に要する費用 <u>器具美装化(バリケード、転落防止柵(足場・安全ネット)、工事標識、安全標識、照明、安全器械(カラーコーン・回転灯)、安全具(救命胴衣・安全浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器)、清掃費</u></p> <p>営繕関係：現場施設の美装化、行事等の開催に要する費用 <u>設備美装化(現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎)、インフォメーション施設の設置及び管理運営、パンフレット、見学会・行事の開催</u></p> <p>役務関係：イメージアップに係る土地借上げ及び道路等の占有に要する費用</p> <p>防災・危機管理関係：防災訓練に要する費用 <u>防災訓練(地震・台風等の自然災害に対する訓練)に使用する作業船、重機の燃料費、回航えい航費、運搬費、資機材の費用</u></p> <p>担い手育成関係：現場見学、インターンシップ、出張講座等に要する費用 <u>現場見学会の開催・見学用設備、パンフレット・工法説明ビデオ、出張講座の資料作成</u></p>	
改定	<p>イメージアップ経費</p>		
	<p>2-11-3 積算の方法</p> <p style="padding-left: 20px;">イメージアップ経費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、標準的なイメージアップを行う場合は率計上とし、特別なイメージアップを行う場合は、積上げ計上とする。</p> <p>1) 率計算による部分</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 率計算による額の算定</p> <p style="padding-left: 40px;">イメージアップ経費(率部分)は、工種区分にしたがって、「表-② イメージアップ経費率」により求めた率に対象額を乗じて得た額とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">対象額は、直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象額)、支給材料費及び事業損失防止施設費の合計額とする。</p> <p>2) 積上げ計算による部分</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 現場条件を的確に把握することにより、必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 積上げ実施項目については、設計図書に条件明示するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 積上げ計算項目は、<u>イメージアップ経費の構成のうち、発注者が指定するものとする。</u></p> <p>3) その他</p> <p style="padding-left: 20px;">防舷材のみを取り付ける工事、電気防食材のみを取り付ける工事、防舷材及び電気防食材のみを取り付ける工事については、イメージアップ経費を計上しない。</p>		

(2) 共通仮設費率の補正

① 施工地域、工事場所による補正

施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、「表-① 共通仮設費率」により求めた率に下表の補正値を加算する。なお、主たる工事が道路工事等の場合には、土木工事積算要領によるものとする。

表-2 施工地域等別の共通仮設費率補正表

施工地域・工事場所区分		補正値(%)
市街地に係る漁港		1.5
山間地域及び離島に係る漁港		1.0
その他の漁港	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合。	1.5
	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

注) 1 施工地域の区分は、以下のとおりとする。

市街地に係る漁港 : 施工地域が人口集中区域(D I D地区)及びこれに準ずる地区の漁港をいう。

山間地域及び離島に係る漁港 : 施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地域にある漁港及びこれに準ずる漁港をいう。

その他の漁港 : 施工地域が上記以外の漁港をいう。

2 その他の漁港における工事場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合 : ① 工事場所において、船舶交通・一般交通の影響を受ける場合

② 工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

③ 工事場所において、50m以内に人家等が連なっている場合。

② 海上輸送に要する補正

海上作業がある工事については、労務者及び作業船乗組員等の海上輸送費用として「表-① 共通仮設費率」により求めた率に下表の補正値を加算するものとする。

なお、海上作業とは作業員及び作業船乗組員が陸路で直接現場までの移動が困難な場合を言う。

陸上作業と混在する場合の計上の有無及び適用工種区分についての判断基準は当該工事の金額によるものとする。

表-3 工種区分別の共通仮設費率補正表

工種区分		補正値(%)
漁港関係工事	浚渫工事	0.8
	構造物工事	0.6
海岸工事(水産庁所管)		0.6

- (3) 建設機械等の自走による運搬（油圧伸縮ジブ型80t吊以上は、積み上げるものとする。）
- (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立・運搬）に要する費用。
- (5) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬
ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算できるものとする。
- (6) トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）の分解・組立及び運搬に要する費用。

2) 積上げ積算

「第2章 間接工事費の施工歩掛 1310 運搬費」を適用する。また、積上げ積算の対象項目は、下記のとおりとする。

- (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
ただし、建設機械の日々の回送の場合は、共通仮設費率に含む。
- (2) 仮設材（鋼矢板、H型鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬
ただし、敷鉄板については設置撤去費用を積み上げた分を対象とする。
- (3) 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用
ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20t～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）は除く。
- (4) 賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型80t吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ウインチラチスジブ型35t吊以上）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料。
- (5) 上記以外の質量20t以上の建設機械の損料適用機械の運搬中の本体損料

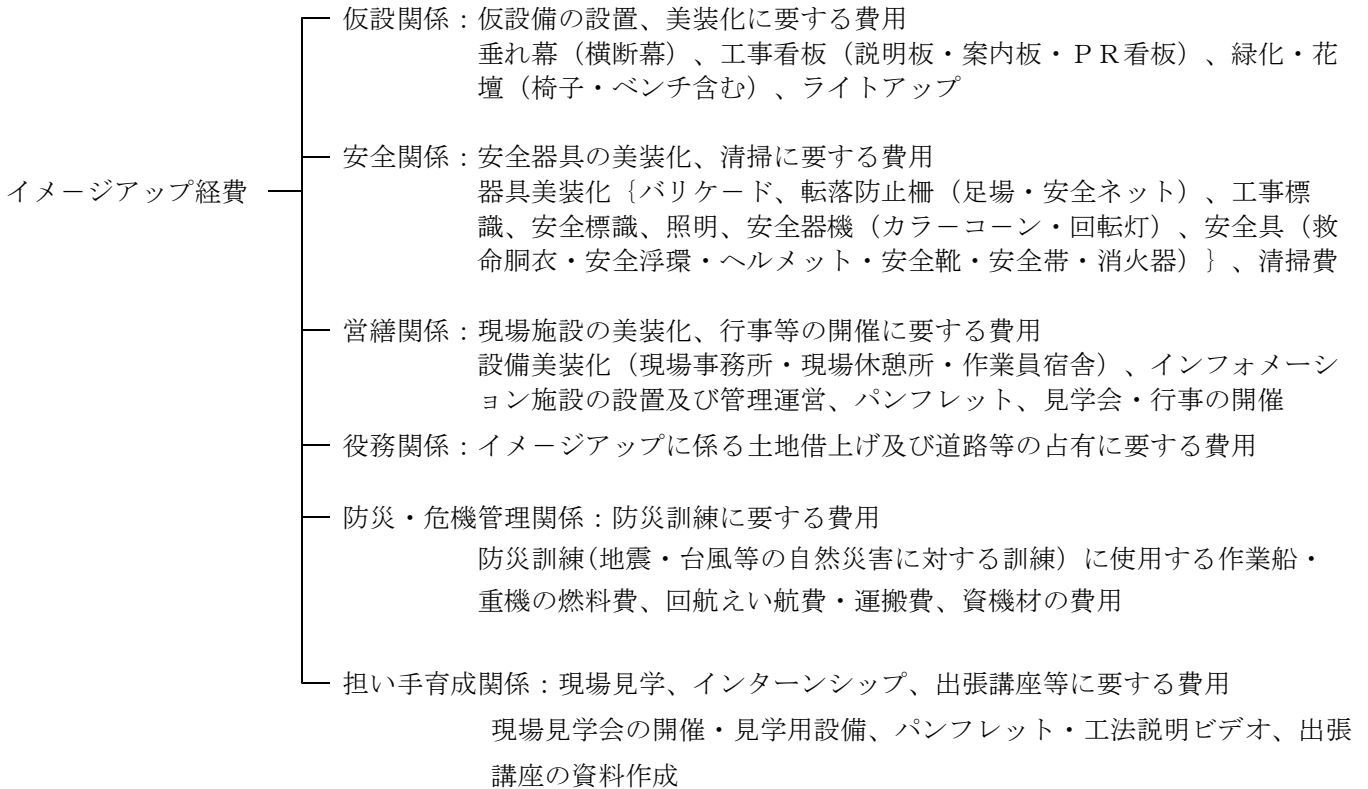
2-11 イメージアップ経費

2-11-1 イメージアップ経費の内容

工事現場の周辺環境の美装化や現場事務所及び休憩所の作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するために要する費用とする。

2-11-2 イメージアップ経費の構成

イメージアップ経費の構成は、下記のとおりとする。



2-11-3 積算の方法

イメージアップ経費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

ただし、標準的なイメージアップを行う場合は率計上とし、特別なイメージアップを行う場合は、積上げ計上とする。

1) 率計算による部分

(1) 率計算による額の算定

イメージアップ経費（率部分）は、工種区分にしたがって、「表-② イメージアップ経费率」により求めた率に対象額を乗じて得た額とする。

対象額は、直接工事費（処分費等を除く共通仮設費対象額）、支給材料費及び事業損失防止施設費の合計額とする。

2) 積上げ計算による部分

(1) 現場条件を的確に把握することにより、必要額を適正に積上げるものとする。

(2) 積上げ実施項目については、設計図書に条件明示するものとする。

(3) 積上げ計算項目は、イメージアップ経費の構成のうち、発注者が指定するものとする。

3) その他

防舷材のみを取り付ける工事、電気防食材のみを取り付ける工事、防舷材及び電気防食材のみを取り付ける工事については、イメージアップ経費を計上しない。

(2) 緊急工事の場合

緊急工事は2.0%補正する。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で公共土木施設災害復旧事業費国個負担法施工令第7条の2に示す緊急復旧事業、及びこれと同等の緊急を要する事業とする。

2) 施工地域、工事場所による補正

施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正については、「表一③ 現場管理費率」により求めた率に下表の補正値を加算するものとする。なお、主たる工事が道路工事等の場合には、土木工事積算要領によるものとする。

表一5 施工地域等別の現場管理費率補正

施工地域・工事場所区分		補正値(%)
市街地に係る漁港		1.0
山間地域及び離島に係る漁港		0.5
その他の漁港	工事場所が一般交通等の影響を受ける場合。	1.0
	工事場所が一般交通等の影響を受けない場合	—

注) 1 施工地域の区分は、以下のとおりとする。

- 市街地に係る漁港 : 施工地域が人口集中区域 (D I D地区) 及びこれに準ずる地区の漁港をいう。
- 山間地域及び離島に係る漁港 : 施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地域にある漁港及びこれに準ずる漁港をいう。
- その他の漁港 : 施工地域が上記以外の漁港をいう。

2 その他の漁港における工事場所の区分は以下のとおりとする。

- 一般交通等の影響を受ける場合 : ①工事場所において、船舶交通・一般交通の影響を受ける場合
- ②工事場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
- ③工事場所において、50m以内に人家等が連なっている場合。